

鳥取県告示第543号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第46条第1項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者から当該指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の名称を変更した旨の届出があったので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

平成21年8月28日

鳥取県西部総合事務所長 河 原 正 彦

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の名称	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	変更年月日
社会福祉法人 大山町社会福祉協議会	西伯郡大山町 赤坂764	大山町社会福祉協議会 支援訪問介護 だいせん	西伯郡大山町末長 503	居宅介護 重度訪問介護	平成21年8月 1日